

保護者の皆様へ
(認可の保育所、認定こども園、小規模保育事業所)

栃木市長 大川 秀子
(公印省略)

台風接近、集中豪雨発生時における保育所、認定こども園、小規模保育事業所の臨時休園等について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策をはじめ、園行事等についてご理解ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本市では、平成27年9月の関東・東北豪雨や令和元年10月の東日本台風により甚大な被害を受け、近年においては、全国的に観測史上例がない気象災害が多発しております。

このようなことから、市では、台風接近や集中豪雨の発生時等における保育所等の臨時休園等を行う場合の基準を定めております。

保護者の皆様におかれましては、大切なお子様の命を守るため、風水害時における対応につきまして、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休園等の基準及び対応について

本市では、台風や集中豪雨などによって災害が発生する恐れが高まったときに、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」といった避難情報を発令しています。

特に、乳幼児につきましては、避難行動に時間を要することから、「高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動を開始することが求められています。

このようなことから、命を守る最善の判断・行動のため、原則、保育施設が所在する地域に【警戒レベル3】「高齢者等避難」が発令された時点で、裏面のとおり臨時休園等の対応をいたします。

2 臨時休園等の判断及び連絡について

上記基準を踏まえまして、台風の接近など災害発生の危険性が事前に予測できる場合は、前日に臨時休園を決定し連絡を行うなど、可能な限り早めの対応を行います。

なお、施設によっては、河川に隣接している、洪水浸水想定区域に所在するなど、より一層の警戒が必要な場合には、施設として個別の対応を行うことがありますので、各施設の指示に従ってください。

臨時休園のご連絡は、各施設からのメールや市ホームページにて行います。

ただし、災害の状況により、連絡が間に合わないこともありますので、保護者様の判断でお子様やご自身の安全確保を最優先に考え行動されますようお願いいたします。

発令時間帯	園の対応	保護者の対応
開園前（前日） 「午後５時点で発令中」または「発令される可能性が極めて高い」場合	・翌日は休園とします。 ・保護者への休園連絡に努めます。 ※前日に判断が困難な場合は、今後、緊急メール等で通知する旨、保護者に連絡します。	登園を見合わせてください。
開園前（当日） 「午前６時点で発令中」または「午前６時から開園時刻の間に発令される可能性が高い」場合	・当該日は休園とします。 ・保護者への休園連絡に努めます。	登園を見合わせてください。
開園時間中	・原則、保護者へ周知している指定避難場所へ園児を速やかに避難させます。ただし、指定避難場所への避難が困難又は危険であると判断した場合には、他の避難場所へ避難又は垂直避難で対応します。なお、園内が安全と判断した場合には、避難しないこととします。 ・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ児童のお迎えの連絡」を行います。	速やかにお迎えに来てください。 ただし、危険な場合は、無理をせず安全な状況になってから、お迎えをお願いします。
避難情報が発令されたが開園前に解除	・安全を確認のうえ、平常保育を開始します。 ※開園前に発令が解除された場合でも、状況によっては、開園時間を遅らせる又は休園となる場合があります。	